

令和7年度 介護分野の職員の 賃上げ・職場環境 改善支援事業

制度のポイントと
申請手続きガイド



介護職員等の賃上げを支援します



2026年（令和8年）2月・3月以降の賃上げに向けた準備が必要です。

本事業は、介護サービス事業所等における賃上げと職場環境の改善を目的としています。

対象サービスが拡大されました



既存の対象

施設サービス・通所サービスなど
(処遇改善加算対象サービス)



新たに追加

訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅介護支援
介護予防支援

補助金額について（施設・通所サービス等）

介護職員



月額
最大 **1.9**万円相当

その他の職員



月額
最大 **1.0**万円相当

いずれも6か月分を補助

※常勤換算の職員一人当たりの金額です。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

補助金額について（訪問看護・リハ・居宅介護支援等）

対象：介護職員以外の職員も含む

月額1.0万円相当



6か月分を補助



※常勤換算の職員一人当たりの金額です。

申請から報告までの4ステップ



Step 1 申請先は「都道府県」です

都道府県



まずは所在地の都道府県に
届け出ましょう。

※指定権者が市区町村の場合でも、
申請先は「都道府県」です。

申請様式等は各都道府県のホームページ等でご確認ください。

Step 2 賃上げの実施時期



令和8年3月までに賃金改善を行いましょう。

特に令和7年度内に支給を受ける場合、令和8年3月までに賃金改善等を行う必要があります。

補助金の支給を待たずに、申請様式に記載した見込額の賃金改善を行うこともご検討ください。

Step 3 職場環境の改善



以下の「生産性向上等に係る取組」のいずれか1つを行う必要があります。



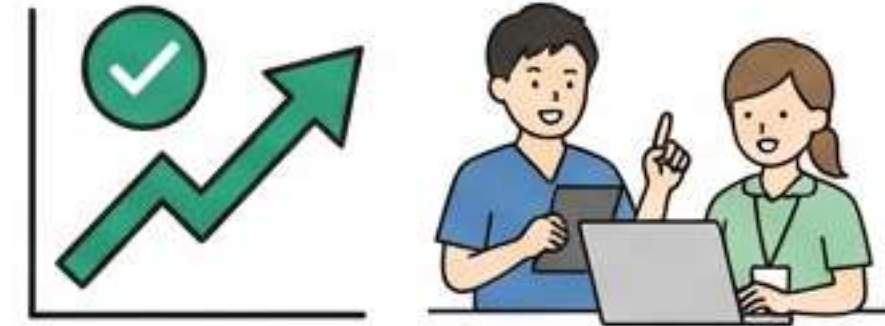
具体的な取組内容（選択肢）

ケアプランデータ連携システムの活用（加入）



（例）ケアプランデータ連携システムに加入し、電子データの送受信等を実施

生産性向上推進体制加算の取得



（例）介護ロボットやICT等の導入による業務改善を実施し、加算を取得

処遇改善加算Ⅳに準ずる要件（訪問看護等）

- （任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、職場環境等要件）



※処遇改善加算を未取得の場合は、これらの取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。

Step 4 実績報告



都道府県の定める期限までに実績報告をしましょう。
期限を守り、確実に報告を行うことが重要です。

詳しい記入方法・解説動画

解説動画（計画書の記入方法について）

計画書の記入での場合を収単に話して
記入方法をお没入します。



ケアプランデータ連携システムへの加入等の詳細

ケアプランデータ連携システムへの
加入等の詳細における情報をください。



スマートフォン等で読み取ってご確認ください。

お問い合わせ・相談窓口



専用コールセンター
050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日・祝日含む）

処遇改善加算に関する個別相談支援も
利用可能です。

申請に向けたチェックリスト

- ☐ 自事業所が対象サービスか確認しましたか？
- ☐ 賃金改善の計画（金額・時期）を立てましたか？
- ☐ 生産性向上等の取組を1つ選びましたか？
- ☐ 所在地の都道府県の申請期限・様式を確認しましたか？

**制度を活用して、
より良い職場環境を。**

職員の皆様の笑顔と、質の高いケアのために。

